

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 幸林会
- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市鷺山北町 8 番 29 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 11 年 12 月 21 日

- (4) 設立登記年月日 平成 12 年 1 月 4 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の 医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	さぎ山クリニック	2110109291	岐阜県岐阜市鷺山北町 8 番 29 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5 年 8 月 20 日 令和 4 年度決算の決定

令和 6 年 6 月 24 日 令和 6 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式26-3

法人名 医療法人社団 幸林会

所在地 岐阜市鷺山北町8番29号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財産目録
令和6年6月30日現在

1. 資産額	394,234千円
2. 負債額	11,258千円
3. 純資産額	382,976千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	343,958
B 固定資産	50,276
C 資産合計 (A+B)	394,234
D 負債合計	11,258
E 純資産 (C-D)	382,976

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

様式26-1-2

法人名 医療法人社団 幸林会
 所在地 岐阜市鷺山北町8番29号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和6年 6月 30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	343,958	I 流動負債	11,258
II 固定資産	50,276	II 固定負債	0
1 有形固定資産	11,205	負債合計	11,258
2 無形固定資産	3,123	純資産の部	
3 その他の資産	35,948	純資産合計	
資産合計	394,234	負債・純資産合計	394,234

様式26-2-2（診療所を開設する医療法人）

法人名 医療法人社団 幸林会
 所在地 岐阜市鷺山北町8番29号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和5年7月1日 至 令和6年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	184,640
2 事 業 費 用	167,627
本來業務事業利益	17,013
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帶業務事業利益	0
事 業 利 益	17,013
II 事 業 外 収 益	3,010
III 事 業 外 費 用	0
經 常 利 益	20,023
IV 特 別 利 益	132
V 特 別 損 失	635
稅 引 前 当 期 純 利 益	19,520
法 人 稅 等	105
當 期 純 利 益	19,415

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式26-5

監事監査報告書

医療法人社団 幸林会
理事長 梅田 哲正 殿

私は、医療法人社団 幸林会の令和5年会計年度（令和5年 7月1日から令和6年 6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 8月 14 日

医療法人社団 幸林会
監事 林 秀樹